

市民税 特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書  
 県民税

① （宛先）山武市長  年 月 日	② 申 請 者	住所（居所） 又は所在地  氏 名 又は名称  特別徴収指定 番 号	（電話 ）			
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。						
③ 申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額（外書は、臨時雇用者にかかるもの）	月区分 年 月 . . .	支給人員 外 人 . . .	支 給 額 外 円 . . .	月区分 年 月 . . .	支給人員 外 人 . . .	支 給 額 外 円 . . .
④ 1 山武市に係る徴収金の滞納又は最近における著しい納付若しくは、納入の遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由 2 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合にはその年月日	承認取消年月日 年 月 日					
※ 市 役 所 整 理 欄						
決 裁						

記入については裏面を参考にして下さい。

(裏)

## 申請についての注意事項

### 1 市、県民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が、常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに市長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。

- (3) この特例の承認を受けた場合には、次により納付することになります。

6月から11月までの納付分・・・・・・12月10日まで

12月から5月までの納付分・・・・・・6月10日まで

(注) 当該各期間のうち、その承認を受けた日の属する期間については、その日の属する日から当該期間の最終日とする。

- (4) 納期の特例を受けていた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく、市長に届け出なければなりません。

(注) 滞納や著しい納付遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられない事があります。

またこの承認を受けても、滞納したり、納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることもありますから、そのようなことがないよう特に注意願います。

### 2 申請書の書き方

- (1) 「①」欄には、提出年月日を記入してください。

- (2) 「②」欄には、申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地・氏名又は、特別徴収義務者番号を記載してください。

ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地、名称、特別徴収義務者番号を記入してください。

- (3) 「③」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と、各月の給与の金額とを記入して下さい。

この場合、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支給金額を「金額」欄にそれぞれ外書きしてください。

- (4) 「④」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。